

# 地域自治の新しいしくみ

－住民によるコミュニティ再生と自治、地域協働－

第4回広陵町自治基本条例審議会（2019年10月19日）

編集協力：特定非営利活動法人 N P O政策研究所

# 1. 地域自治の新しいしくみの定義

1. 小学校区程度の範囲
2. 区・自治会とは違う組織  
(区・自治会の課題を集約して実施)
3. 全住民が対象
4. (ここでは) 「地域自治協議会」という。

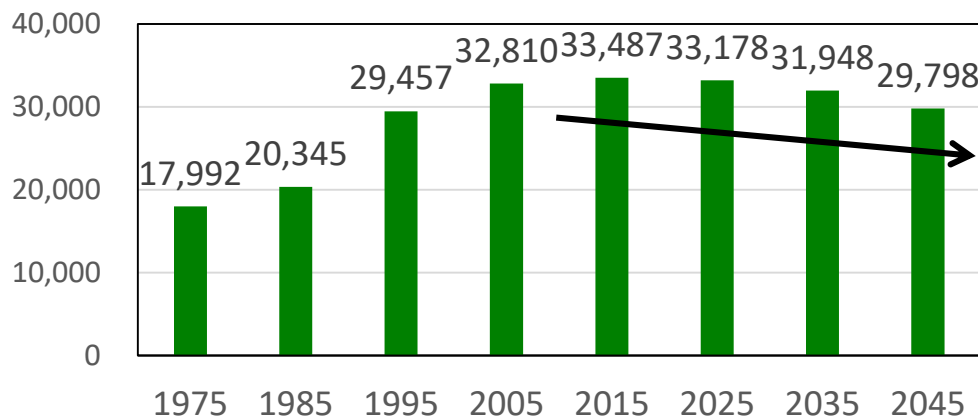
→のちほど詳しく説明します。

# 2. 地域自治の新しいしくみとは

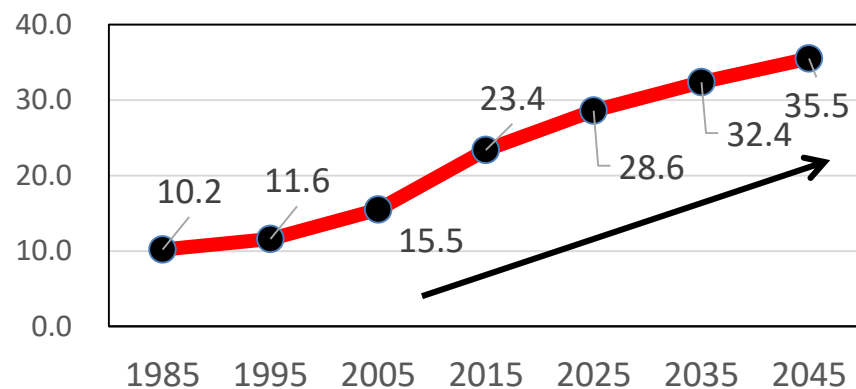
## (1) 新しい地域自治システムが求められる背景

- 進む少子高齢化、人口減少と持続可能な地域づくりの模索
- 厳しい自治体財政と公共サービスのニーズ増大、複雑化・・・
- コミュニティの絆の希薄化と高齢化等による地域力の低下

広陵町の人口の推移・予測



広陵町の高齢化率の推移・予測



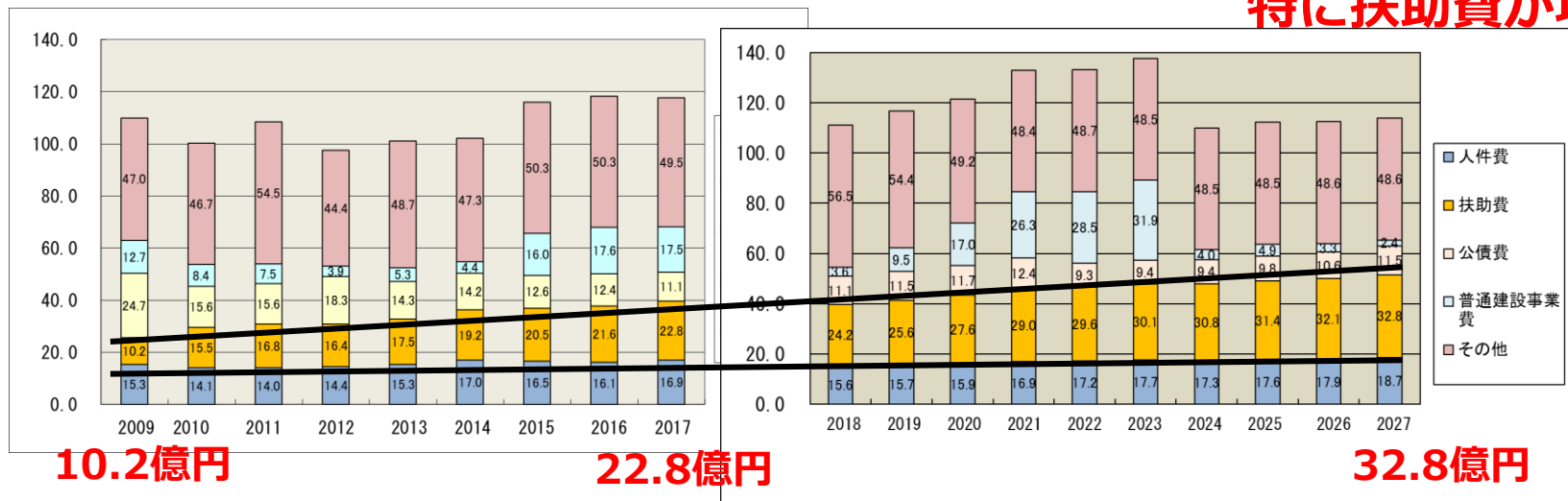
# 2. 地域自治の新しいしくみとは

## (1) 新しい地域自治システムが求められる背景

- 進む少子高齢化、人口減少と持続可能な地域づくりの模索
- 厳しい自治体財政と公共サービスのニーズ増大、複雑化・・・
- コミュニティの絆の希薄化と高齢化等による地域力の低下

歳出状況の推移（2009年～2027年（2018年以降は見込み））

特に扶助費が増加！



10.2億円

22.8億円

32.8億円

## 2. 地域自治の新しいしくみとは

### (1) 新しい地域自治システムが求められる背景

- 進む少子高齢化、人口減少と持続可能な地域づくりの模索
- 厳しい自治体財政と公共サービスのニーズ増大、複雑化・・・
- コミュニティの絆の希薄化と高齢化等による地域力の低下

**地域も行政も人的・財政的に限界がくる！**



「協働のまちづくり」を掲げている広陵町が「協働できなくなる！」  
→行政がしなければならないこと、民間がすること、住民がすること、  
協働で行うことを議論していく必要がある。

## (2) 新しい地域自治システムに求められるもの

- ① 地域の**総合力**を発揮するために、地域団体どうし及び住民（個人）が連携するしくみ
- ② 全住民が個人として構成員である、**公共的**団体  
(→世帯主ではなく、中学生以上の住民全員が対象の自治体も。)
- ③ **透明性、民主性、参加性**（公開性）が**鍵**

### (3) 新しい地域自治システムの方向

- 自分たちの地域を自分たちでつくる、という**自主的な地域経営**を進められる。
- 地域の全住民、団体の力を組み合わせ、補完し合い、**地域の総合力を発揮できる**。
- 地域の仕事を**みんなで担う**（特定の人への集中を避ける、新たな人材を発掘する）。

### (4) 新しい地域自治システムの形

- 小学校区程度**の範囲で形成される、**全住民が構成員**である公共的団体（「小規模多機能自治」ともいう）。
- 自治体で独自に定めた**ルール**（例：自治基本条例）で位置づけられる（かもしれない）。

## (5) 小学校区の範囲で考えることの妥当性

- 歴史的にわかりやすく、**互いに面識が出来る**範囲。
- 各種団体がこの範囲で活動している（PTA等）。
- **防災の単位**（学校避難所、近隣の救援活動）。

## (6) 設立の流れ（段階）

- ① 団体や個人が集まって、地域の将来を語り合う。
- ② 歴史や地域資源など地域の実態を知る。（例：ワークショップ）
- ③ 地域が持続して行けるための方策を考える。（例：コミュニティカルテ）
- ④ そのための、新しい自治の仕組みを考える。
- ⑤ 自治体で“地域自治”の仕組みを位置づける。（例：自治基本条例）
- ⑥ 町内会や諸団体、住民で**地域自治協議会**を結成。





## (2) 地域自治協議会の活動内容 (例)

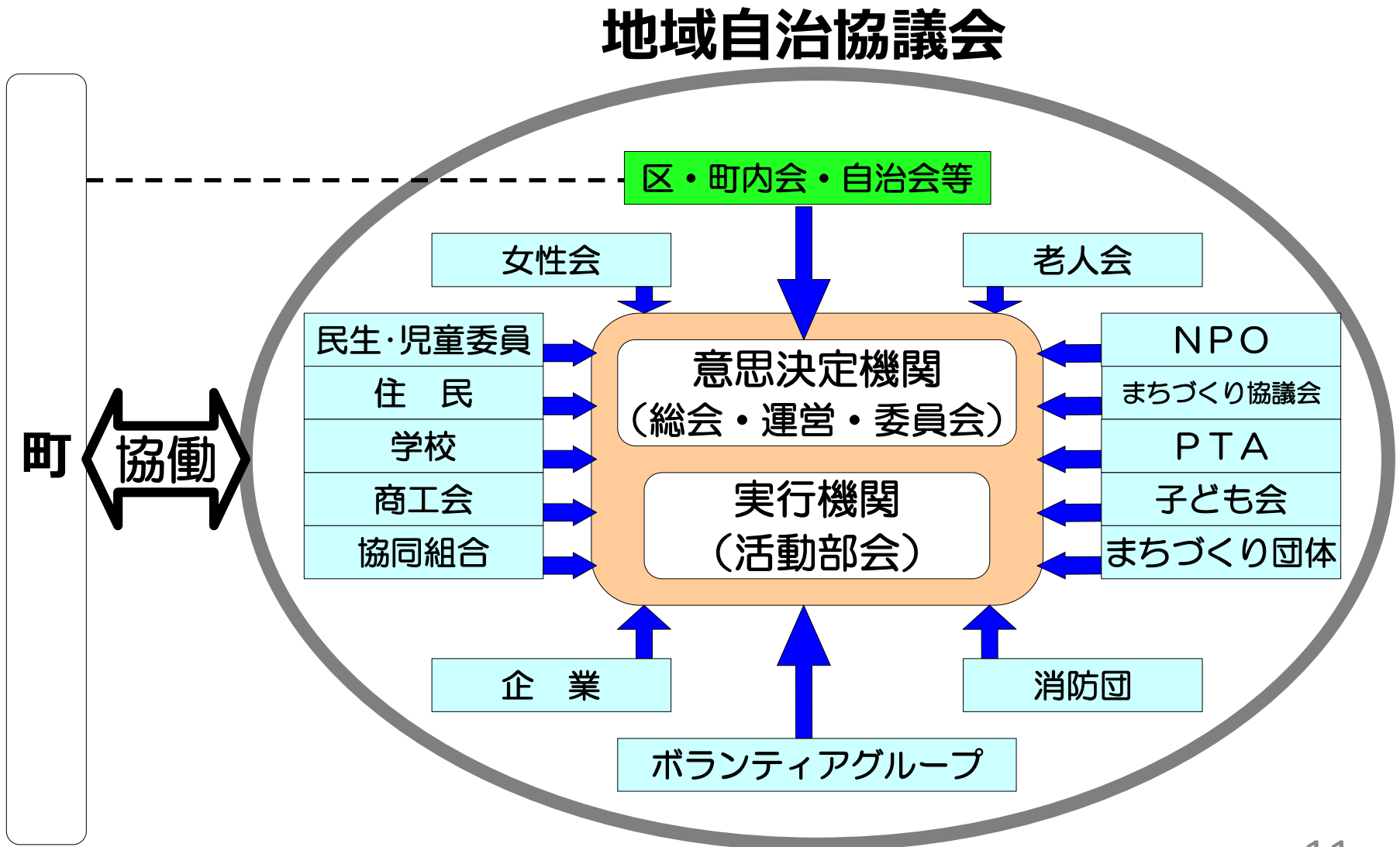
### ■ 地域自治協議会はどんな事をするのか？ (例)

- ✓ 地域で実施できる公共サービス
- ✓ 地域で取り組みそうな課題解決
- ✓ 活動を支える事務方のしごと
- ✓ 広報 (情報共有、情報発信)
- ✓ イベント等の地域活性化
- ✓ 地域の産業振興
- ✓ 地域の農産物などから新商品を開発する
- ✓ 地域の伝統、文化の継承支援
- ✓ 地域福祉活動、子育て支援事業
- ✓ スポーツ、文化活動
- ✓ 防災、防犯、安全活動
- ✓ 環境保全、ごみ減量、リサイクル
- ✓ 「地域まちづくり計画」策定
- ✓ 行政から公共サービスの受託
- ✓ 自主財源確保のための  
コミュニティ・ビジネス

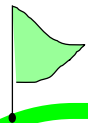
### 【留意点】

- 地域でしかできないことをやる。
- 自治協でやる仕事・活動は**地区で話し合っ**て決める。
- 活動ありきではなく、地区住民の暮らしを良くしていく、活性化していく、持続可能にしていくという**目標を達成**するために必要な組織や「こと」を選択し、**集中的に実行**する。
- これまで地区でやってきたことがあれば、つなぎ、補い合い、発展させる方向で考え。
- 自治協ができることにより、充実した活動が可能になる。

### (3) 地域自治協議会の組織イメージ



## (4) 地域自治協議会の実践例（兵庫県朝来市）



平成19年、20年に市内11地域で設立。

→ **認知度が低い、担い手に偏りがある**などの課題がある。

→ 地域協働アクションプラン策定（平成25年度）：「段階を追った地域への権限移譲や公共サービス（事業）の委託を促進する。」とした。

### ○ 自治協設立後の地域の変化

自治協は地域づくりの基盤という意識ができた。

→ 住民だれでも参加できる体制（1人1票制）、子どもや女性の声を反映。

自治協が地域の拠り所

→ 公共を担う組織に。

自治協が楽しい場に

→ 自己実現の場、技能を地域に還元できる。企画、実行を担い、楽しめる。

**「小さな役場」**という発想が生まれてきた。

→ 昔の役場、農協、社協、郵便局等々の複合体。総合的に地域を運営。

## (4) (三重県伊賀市、名張市、兵庫県西脇市)

**伊賀市**では、平成16年、17年に市内38地域で設立。伊賀市自治基本条例で綿密に構成されている。**名張市**では、平成15年、市内14地域でゆめづくり委員会が設立。平成18年自治基本条例で位置づけられ、平成21年地域づくり組織条例で新たな体制に入る。平成24年15地域で地域ビジョン策定。**西脇市**では、平成29年より比延地区と黒田庄地区で結成、令和元年にもう一地区で結成。

### ☆活動例

#### **伊賀市 柘植地域まちづくり協議会**

- ・学童保育の設置（地元のNPOが運営協力）
- ・災害弱者の見守りネットワーク運営。「防災まちづくり大賞」受賞

#### **名張市 地縁法人美旗まちづくり協議会**

2012年4月より地縁法人となる。8事業部で活動

- ・初瀬街道景観まちづくり事業。（史跡と文化のまちづくり）
- ・古墳公園（仮称）の創設、周辺整備、清掃、植樹・・・）
- ・コミュニティ・バス運営（2012年～）
- ・みはたミュージアム・マップ制作

#### **西脇市 黒田庄まちづくり協議会、比延地区自治協議会**

- ・福祉送迎バス運行、軽トラ市、地域特産品の開発、地域食堂の運営

## (5) 地域自治協議会への行政の支援

### 人的支援

- ◇地域支援職員の配置（吉野町、名張市、朝来市等）

### 財政的支援

- ◇事務局経費支援（朝来市、西脇市）
- ◇地域への包括交付金（名張市、朝来市、西脇市等）

地域それぞれのやり方とすることが大切です。

### 制度的支援

- ◇自治基本条例・まちづくり基本条例において、「地域自治協議会」及び「基礎的コミュニティ」の位置づけを明記（吉野町、伊賀市、名張市、朝来市、丹波市等多数）

### 情報提供・アドバイス

- ◇先行事例の紹介、組織マネジメント相談等（各地）
- ◇まちづくりセンターなど、地域自治組織を支援する中間支援組織を設立（伊賀市）

## 4. おわりに

広陵町の最終目標が「**小学校区単位の地域自治協議会**」となるかは未定。

→もし、そうだととして、**地域自治協議会に関連する条文を記載する**かどうかも決定していない。

(今後委員皆さまにご審議いただきます。)

★ただし、自治基本条例を制定した先進的な自治体は、**小学校区単位の協議会体制を整え、実施していることが多い。**

